

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例

令和二年三月三十一日
福岡県条例第九号

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例をここに公布する。

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(平成二十九年福岡県条例第八号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第十一条)

第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策(第十二条—第二十三条)

第三章 自転車の活用の推進に関する基本的施策(第二十四条—第二十六条)

第四章 雜則(第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関し、基本理念を定め、県及び自転車利用者の責務並びに市町村、県民、事業者及び交通安全団体の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用及び活用を総合的かつ計画的に促進又は推進し、もって県民が安心して暮らし、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 自転車 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。

二 自転車利用者 自転車を利用する者をいう。

三 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

四 交通安全団体 交通安全に関する活動又は自転車の安全で適正な利用の促進に関する活動を行う団体をいう。

五 自動車等 法第二条第一項第九号に規定する自動車及び同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。

六 自転車関係法令 法その他の自転車に関する法令(公安委員会規則を含む。)をいう。

七 高齢者 六十五歳以上の者をいう。

八 自転車交通安全教育 自転車の安全で適正な利用のための交通安全教育をいう。

九 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。

十 自転車小売業者 県内で自転車の小売を業とする者をいう。

十一 自転車貸付業者 県内で自転車を反復継続して貸し付ける事業者をいう。

十二 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険又は共済をいう。

(令四条例五・一部改正)

(基本理念)

第三条 自転車の安全で適正な利用の促進は、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するものであるという認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車等への依存の程度を低減することが、環境への負荷の低減、県民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国及び市町村との適切な役割分担並びに相互の連携の下に、県民、事業者及び交通安全団体の協力を得て、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(自転車利用者の責務)

第五条 自転車利用者は、自転車が車両(法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。)であることを認識し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 夜間、道路を通行するときは、前照灯を点灯するとともに、尾灯を点灯し、又はそれに代わる物として自転車関係法令に定める反射器材を備え付けること。

二 前車輪及び後車輪を制動するブレーキを備えていない自転車を運転しないこと。

三 酒気を帯びて自転車を運転しないこと。

四 道路、交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度及び方法で運転すること。

五 傘を差し、携帯電話用装置等の通話若しくは操作をし、又はイヤホン若しくはヘッドホンを使用して大音量で音楽等を聞きながら運転しないこと。

六 自転車の運転中に自らが当事者となる交通事故(以下この号において「交通事故」という。)があつたときは、直ちに運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講ずるとともに、警察官に交通事故が発生した日時その他交通事故に関する情報及び交通事故について講じた措置を報告すること。

七 前各号に掲げるもののほか自転車関係法令を遵守すること。

2 前項に定めるもののほか、自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用のため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得すること。

二 自転車の側面に反射器材を備え付けること。

三 自転車の通行が認められている歩道において、歩行者に危害又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、その安全に配慮し、自転車を押して歩くこと。

四 他人に迷惑をかけることとなる運転をしないこと。

(令五条例四・一部改正)

(市町村の役割)

第六条 市町村は、その区域内の実情に応じて、県が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域等における自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進のための取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動において自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に努めるものとする。

2 事業者は、自転車を利用して通勤し、又はその事業活動において自転車を利用する従業者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発及び指導を行うよう努めるものとする。

3 事業者は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(交通安全団体の役割)

第九条 交通安全団体は、自転車の安全で適正な利用の促進のための活動を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 交通安全団体は、国、県及び市町村が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村等に対する支援)

第十条 県は、市町村、県民、事業者及び交通安全団体が実施する自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進のための取組について、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第十一條 県は、自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に対する県民、自転車利用者及び事業者の関心及び理解を深めることができるように、必要な広報及び啓発を行うものとする。

第二章 自転車の安全で適正な利用の促進に関する基本的施策

(県民に対する自転車交通安全教育)

第十二条 県は、県民に対し、自転車交通安全教育を行うものとする。

2 県は、自転車交通安全教育を行う指導者を育成するものとする。

(学校における自転車交通安全教育等)

第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の長は、その児童又は生徒に対し、発達の段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校、同法第百二十四条に規定する専修学校、同法第百三十四条第一項に規定する各種学校並びに規則で定める教育機関の長は、その学生又は生徒に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な啓発を行うよう努めなければならない。

(家庭における自転車交通安全教育等)

第十四条 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 高齢者の家族は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他の自転車の安全で適正な利用に関する事項について助言をするよう努めなければならない。

(令四条例五・一部改正)

(自転車小売業者等による情報の提供)

第十五条 自転車小売業者又は自転車貸付業者は、自転車を購入しようとする者又は自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(自転車の点検整備)

第十六条 自転車利用者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、その利用し、貸し付け、又は事業の用に供する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、安全性を確保するために必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

(令四条例五・一部改正)

(自転車損害賠償保険等への加入)

第十七条 自転車利用者(未成年者を除く。以下この項において同じ。)は、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、自転車を事業の用に供するときは、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該事業者以外の者が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

4 自転車貸付業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該自転車貸付業者以外の者(当該自転車貸付業者から自転車を借り受けている者を除く。)が、当該利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

(令四条例五・一部改正)

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

- 第十八条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その従業者のうちに通常の通勤の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 3 第十三条第一項に規定する学校の長は、その児童又は生徒のうちに通常の通学の方法として自転車を利用する者がいるときは、当該児童又は生徒及びその保護者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。
- 4 自転車小売業者は、第一項の規定による確認により自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、自転車を購入する者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 5 前項の規定は、第二項及び第三項の場合について準用する。

(自転車貸付業者の届出等)

- 第十九条 自転車貸付業者は、その事業を開始したときは、規則で定めるところにより、次に定める事項について知事に届け出なければならない。

- 一 氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所(法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 自転車を貸し付ける場所
- 三 自転車損害賠償保険等への加入等の状況
- 四 その他知事が必要と認める事項

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又は事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- 3 知事は、前二項の規定により届出をした者が、第十七条第四項の義務を履行していると認めるときは、規則で定めるところにより周知することができる。

(指導及び調査)

- 第二十条 知事は、自転車貸付業者が、第十七条第四項の規定により自転車損害賠償保険等に加入せず、又は前条第一項及び第二項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたときは、当該自転車貸付業者に対し、必要な指導をすることができる。

- 2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員をして、当該自転車貸付業者の事務所若しくは自転車を貸し付ける場所に立ち入り、自転車損害賠償保険等への加入等の状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

- 第二十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自転車貸付業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 前条第一項の規定による指導を受けた自転車貸付業者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。
- 二 前条第二項の規定による立入調査の対象となった自転車貸付業者が、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

- 第二十二条 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた自転車貸付業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所(法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に対し、福岡県行政手続条例(平成八年福岡県条例第一号)第三章第三節の規定の例により、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない。

(県民への情報提供等)

- 第二十三条 県は、自転車利用者、自転車を事業の用に供する事業者及び自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、市町村、交通安全団体その他の団体と連携して、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三章 自転車の活用の推進に関する基本的施策

(自転車を快適に利用できるまちづくり)

- 第二十四条 県は、自転車を快適に利用できるまちづくりを推進するため、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる道路環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自転車を活用したスポーツ及び健康づくりの推進)

- 第二十五条 県は、県民の体力の向上及び健康の増進を図るため、自転車を活用したスポーツ及び健康づくりの推進に努めるとともに、誰もが自転車を楽しむことができる機会の提供に努めるものとする。

(自転車を活用した観光振興及び地域の活性化)

- 第二十六条 県は、観光振興及び地域の活性化を図るため、国内外からの旅行者に対する自転車を活用した体験型の観光を推進し、県内の観光資源を広く発信するとともに、県民及び旅行者が自転車を利用しやすい環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 雜則

(委任)

- 第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十七条から第二十二条までの規定は、令和二年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の福岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例第十三条及び第十四条の規定は、令和二年九月三十日までの間、なおその効力を有する。
- 3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までに事業を開始した自転車貸付業者に係る第十九条第一項の規定の適用については、同項中「その事業を開始したときは」とあるのは、「令和二年十月三十日までに」とする。
附 則(令和四年条例第五号)
この条例は、令和四年十月一日から施行する。
- 附 則(令和五年条例第四号)
この条例は、令和五年四月一日から施行する。